

## 公募要領

### エコアイランド宮古島産業観光受入れ事業者

平成 29 年 7 月

宮古島市

#### 1. 目的

本市のエコアイランドに関する取組みの効果的な情報発信及び一元化された視察等受入れ体制を構築し、更なる視察等の増加及び来訪者の満足度向上を実現することを目的とし、産業観光の受入れを実施する事業者を認定する。

なお、制度の詳細については、「エコアイランド宮古島産業観光受入れ事業者認定に係る運用規程」を参照すること。

#### 2. 認定事業者の実施業務

認定された産業観光受入れ事業者(以下「認定事業者」という。)が実施する業務は以下のとおりとする。

- (1) 視察受入れウェブサイト<sup>※1</sup>の運用
- (2) 視察問合せ対応
- (3) 視察受入れ及び関連団体との調整
- (4) その他、視察受け入れに関連した業務

※1 本市が準備するもので、視察を受け入れるためのウェブサイト

#### 3. 認定の条件

##### (1) 採択件数

- 環境・エネルギーに関して専門性の高い見学を希望する来訪者への対応事業者: 上限1社
- 一般的な専門性が低い見学を希望する来訪者への対応事業者: 上限3社

##### (2) 認定事業者

- 採択された事業者は、認定事業者として本市のホームページに掲載する。
- 市は視察等の希望者に認定事業者を斡旋する。
- 市から認定事業者へ委託料を支払うものではない。
- 認定事業者は来訪者から料金を徴収するものである。

##### (3) 実績報告

- 認定事業者は2月末日までの実績を3月15日までに提出する。
- 本市は提出された実績報告を確認し、4月以降の認定継続について判断する。

#### 4. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とする。

- ①本市に拠点のある法人であること。
- ②環境・エネルギーに関する知見を有していること。

③本市の市税を完納している法人であること。

## 5. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「6. 提出先」に基づいて、提出下さい。申請書ダウンロードしたものを使用下さい。

- ・申請書(様式1):1部
- ・納税証明書:1部
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書):1部
- ・印鑑証明書:1部

※各証明書は、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。

※納税証明書は、法人分・代表者の個人分を提出すること。

申請書類は返却しません。機密保持には十分配慮します。業務内容については、審査の過程で、提出後にヒアリングを実施する場合があります。

## 6. 提出先

①公募期間:随時

②提出先

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 宛  
〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里186番地  
宮古島市役所 4階

## 7. 事業者選定について

(1) 審査基準

- ①1. に記載の目的を実現するために必要な能力・知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有していること。
- ②業務のサービス内容や料金設定等が適正であること。
- ③応募資格を有していること。

(2) 選定プロセス

選定は応募に応じて、都度書類審査にて行う。

## 8. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メール、または FAX にてお願いします。質疑に関する内容については、必要に応じて質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 担当:洲崎

電子メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

FAX: 0980-73-1081